SSBJ

第18回サステナビリティ基準委員会	資料番号	審議事項 A1-10
	日付	2023年8月3日

プロジェクト	**IFRS S1号に相当する基準の開発**
項目	**情報の記載場所**

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第7回サステナビリティ基準委員会（2023年1月18日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1号」という。）に相当する基準（日本版S1基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版S1基準における**情報の記載場所**に関する定めについて検討することを目的としている。なお、本論点は相互参照とも関連するが、相互参照については別途検討を行うことを予定している。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

   (1) 日本版S1基準では、サステナビリティ開示基準で要求される開示は、法令により要求又は容認されている場合及び任意でサステナビリティ関連財務開示を提供する場合を除き、一般目的財務報告書の一部として提供しなければならない旨を定める（後述の第14項参照）。

検討すべき事項の整理

（ISSB基準の理解）

4. IFRS S1号では、サステナビリティ関連財務開示について、一般目的財務報告書の一部として提供することが要求されている（和訳は事務局による仮訳）。

60	**An entity is required to provide disclosures required by IFRS Sustainability Disclosure Standards as part of its general purpose financial reports.** **企業は、「IFRSサステナビリティ開示基準」で要求される開示について、企業の一般目的財務報告書の一部として提供することが要求される。**
61	Subject to any regulation or other requirements that apply to an entity, there are various possible locations in its general purpose financial reports in which to disclose sustainability-related financial information. Sustainability-related financial disclosures could be included in an entity's management commentary or a similar report when it forms part of an entity's

> general purpose financial reports. Management commentary or a similar report is a required report in many jurisdictions. It might be known by or included in reports with various names, such as 'management report', 'management's discussion and analysis', 'operating and financial review', 'integrated report' or 'strategic report'.
>
> 企業に適用される規制又はその他の要求事項に従うことを条件に、企業の一般目的財務報告書の中で、サステナビリティ関連財務情報を開示するための場所はさまざまなものが考えられる。サステナビリティ関連財務開示は、経営者による説明又は類似の報告書が企業の一般目的財務報告書の一部を構成している場合には、これに含まれることがある。経営者による説明又は類似の報告書は、多くの法域において要求される報告書である。経営者による説明又は類似の報告書は、「マネジメントレポート」、「経営者による検討及び分析（MD&A）」、「経営及び財務のレビュー」、「統合報告書」、又は「戦略報告書」など、さまざまな名称で知られているか、そのような名称の報告書に含まれている場合がある。

（公開草案に対する当委員会のコメント）

5. 当委員会は、本論点に関し、IFRS S1 号の公開草案に対して次のコメントを行った。

   (1) サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を高め、情報の利用可能性を向上させるためには、中核となる媒体が必要であると考えている。例えば、中核となる媒体は、関連する財務諸表が含まれる年次報告書とするなどの定めを置くことが考えられる。

（検討すべき事項の整理）

6. IFRS S1 号第 60 項は、サステナビリティ関連財務開示について、一般目的財務報告書の一部として提供することを求めており、単一の文書においてサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を開示することを要求していると考えられる。

7. しかしながら、当委員会は、金融商品取引法上の法定書類である有価証券報告書において提供されるサステナビリティ関連財務開示を念頭に置きつつも、これに限らず、例えば、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合にも適用可能な基準を開発する方針としている。このような場合にまでサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を単一の文書において開示することを要求すべきかどうかについては、検討が必要と考えられる。

事務局による分析

8. サステナビリティ関連財務開示は、財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものであるとされているため、両者が単一の文書において提供されることにより、提供される情報の理解可能性が高まり、利用可能性も向上すると考えられる。また、両者を単一の文書において提供することは、必然的に両者を同時に報告することにもなるため、同時の報告に関する定め（IFRS S1 号第 64 項）とも整合する。

9. 第 7 項で述べたとおり、当委員会は、金融商品取引法上の法定書類である有価証券報告書において提供されるサステナビリティ関連財務開示を念頭に置きつつも、これに限らず、例えば、金融商品取引法以外の法令によりサステナビリティ関連財務開示の開示が求められる場合や、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合にも適用可能な基準を開発する方針としている。

10. まず、金融商品取引法を含め、法令においてサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を単一の文書において提供しないことが要求又は容認される場合には、これを認めることが考えられる。

11. また、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合に、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表とが単一の文書において提供されていないためにサステナビリティ開示基準に従った開示とならないとする必要はないと考えられる。

12. 実際、我が国においては、現状、財務諸表を公表した後に、サステナビリティ関連財務開示を公表する（通常、当該開示に財務諸表が添付されている。）企業が多くみられるが、このことをもってサステナビリティ関連財務開示が有用ではないと認識されていることはないと考えられる。

　また、任意で当委員会の公表するサステナビリティ開示基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成することは、本来、奨励されるべきであり、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表が単一の文書において提供されていないことをもって当委員会の開発するサステナビリティ開示基準に準拠していることが表明できないようにすべきではないと考えられる。

　さらに、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合にも財務諸表と同一の文書において提供することを求める場合、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表が揃うまで開示されなくなることも考えられ、現状よりも開示のタイミングが遅れることが懸念される。

13. なお、仮にサステナビリティ関連財務開示が財務諸表とは別の文書において、別のタイミングで提供される場合、関連する財務諸表の入手方法を明らかにする必要があると考えられる。この点、審議事項 A1-11「関連する財務諸表」において提案しているとおり、関連する財務諸表がサステナビリティ関連財務開示と同一の文書において開示されない場合には、関連する財務諸表の入手方法に関する情報を開示することを求める旨を日本版 S1 基準において定めることが考えられる。

（事務局による提案）

14. このため、国際的な整合性も踏まえつつ、サステナビリティ開示基準で要求される開示は、法令により要求又は容認されている場合及び任意でサステナビリティ関連財務開示を提供する場合を除き、一般目的財務報告書の一部として提供しなければならないとすることが考えられるがどうか。

文案

15. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント
① 次の事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。 (1) 日本版 S1 基準では、サステナビリティ開示基準で要求される開示は、法令により要求又は容認されている場合及び任意でサステナビリティ関連財務開示を提供する場合を除き、一般目的財務報告書の一部として提供しなければならない旨を定める。 ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。 ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以　上